

福井都市計画地区計画の決定 (永平寺町決定)

福井都市計画 松岡吉野 地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

	名 称	松岡吉野 地区計画
	位 置	福井県吉田郡永平寺町松岡吉野の一部
	面 積	約 6.5ha
	地区計画の目標	<p>当地区は、永平寺町の南西部に位置する吉野地区において、良好な自然環境や農地が保全されている市街化調整区域内の既存集落地区である。</p> <p>当地区の定住促進に努め、地域コミュニティを維持するため、計画的に安全な道路網を形成するとともに、周辺環境と調和した既存集落の良好な住環境の維持・向上を目標とする。</p>
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土 地 利 用 の 方 針	<p>既存集落では既に市街化調整区域として周辺環境に与える影響が大きい施設等の立地が制限されているが、定住促進につながるよう良好な住環境の維持・向上を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>集落内の主要な道路を地区施設として位置づけ、建築物の新築や建て替えにあわせて、建築物のセットバックや道路拡幅整備を行うことにより、計画的に安全な道路網の形成を図るとともに、住環境の向上を図る。</p> <p>集落内の既存の神社や集落センター等の広場を有効活用しながら、公園・広場機能の維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、「建築物の用途の制限」、「容積率の最高限度」を定め、既存集落の良好な住環境の維持・向上を図る。</p>

2. 地区整備計画

			名称	幅員	延長	
			区画道路	5m	約 1,048m	
地区施設	道路	※詳細は計画図表示のとおり 町道吉野 27 号線(約 195m)、町道吉野 30 号線(約200m)、 町道吉野 75 号線(約 80m)、町道吉野 83 号線(約 450m)、 町道吉野 86 号線(約 101m)、町道吉野 87 号線(約 101m)				
	公園	八幡神社 約 660 m ²				
	避難施設	松岡吉野集落センター				
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	既存集落地区			
		面積	約 6.5ha			
		建築物等の用途の制限	当地区内に建築できる建築物の用途は次に掲げるものとする。 1. 一戸建ての専用住宅 2. 兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の 1/2 以下のもの (非住宅部分の用途については、第 1 種低層住居専用地域で認められるものに限る) 上記以外の建築物や施設は、市街化調整区域における福井県の開発許可基準に準じる。			
		容積率の最高限度	100%			
		建ぺい率の最高限度	60%			
		敷地面積の最低限度	-			
		壁面の位置の制限	-			
		建築物等の高さの最高限度	12m以下			
建築物等の形態・意匠の制限・	-					

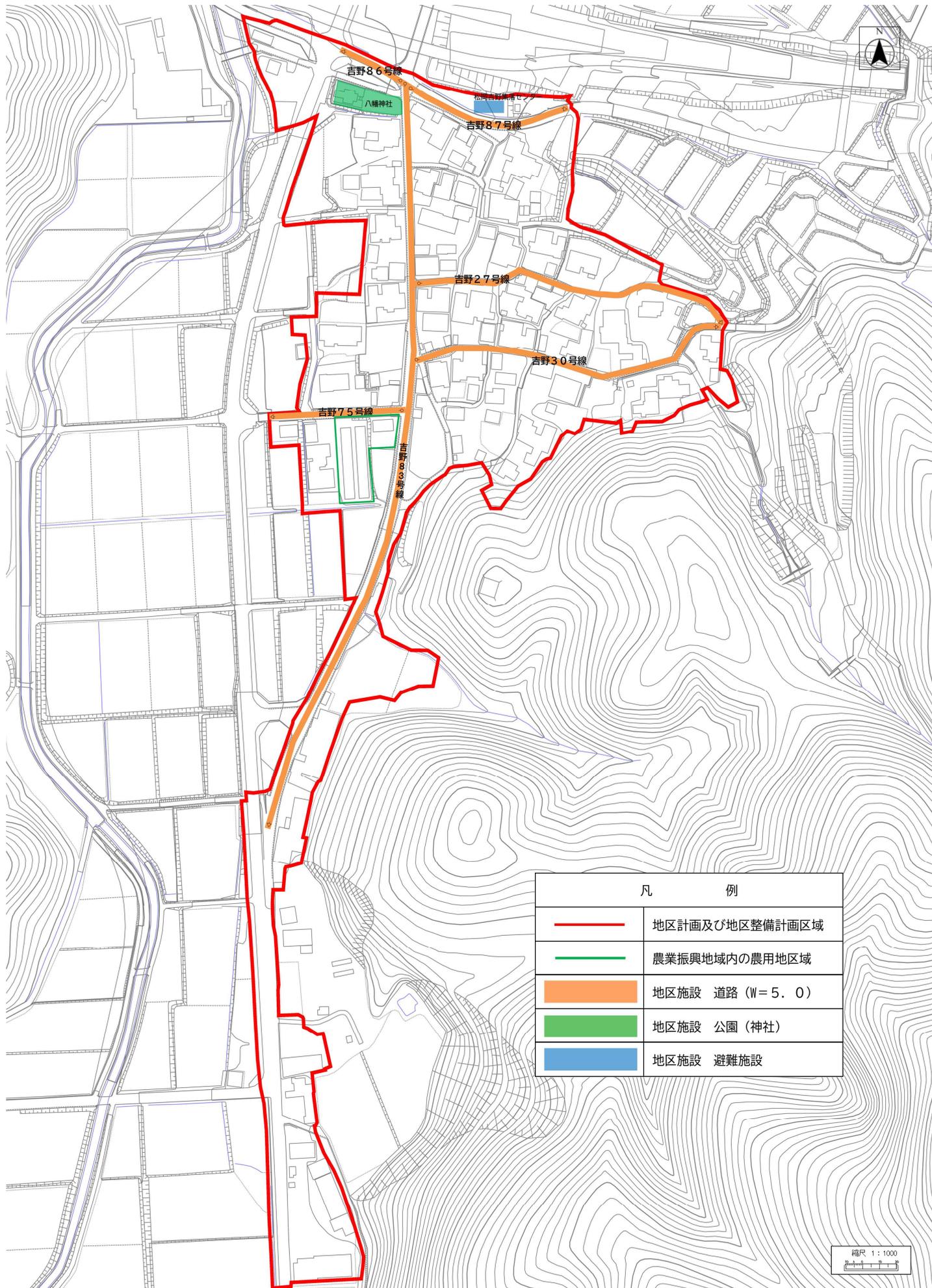
「区域は計画図表示のとおり」

理由

松岡吉野地区(市街化調整区域)の既存集落においては、地区内道路等のインフラ整備が計画的になされないまま、建築物の新築や建て替えが個々に行われることにより、不良な街区が維持・形成されるおそれがある。

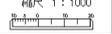
人口減少が進む中、既存集落の維持・活性化に向けて、定住化の促進に努め、地域コミュニティを維持するため、計画的に安全な道路網の形成を図るとともに、周辺環境と調和した良好な住環境の向上を目標とする地区計画を作成する。

松岡吉野地区計画 地区計画及び地区整備計画図

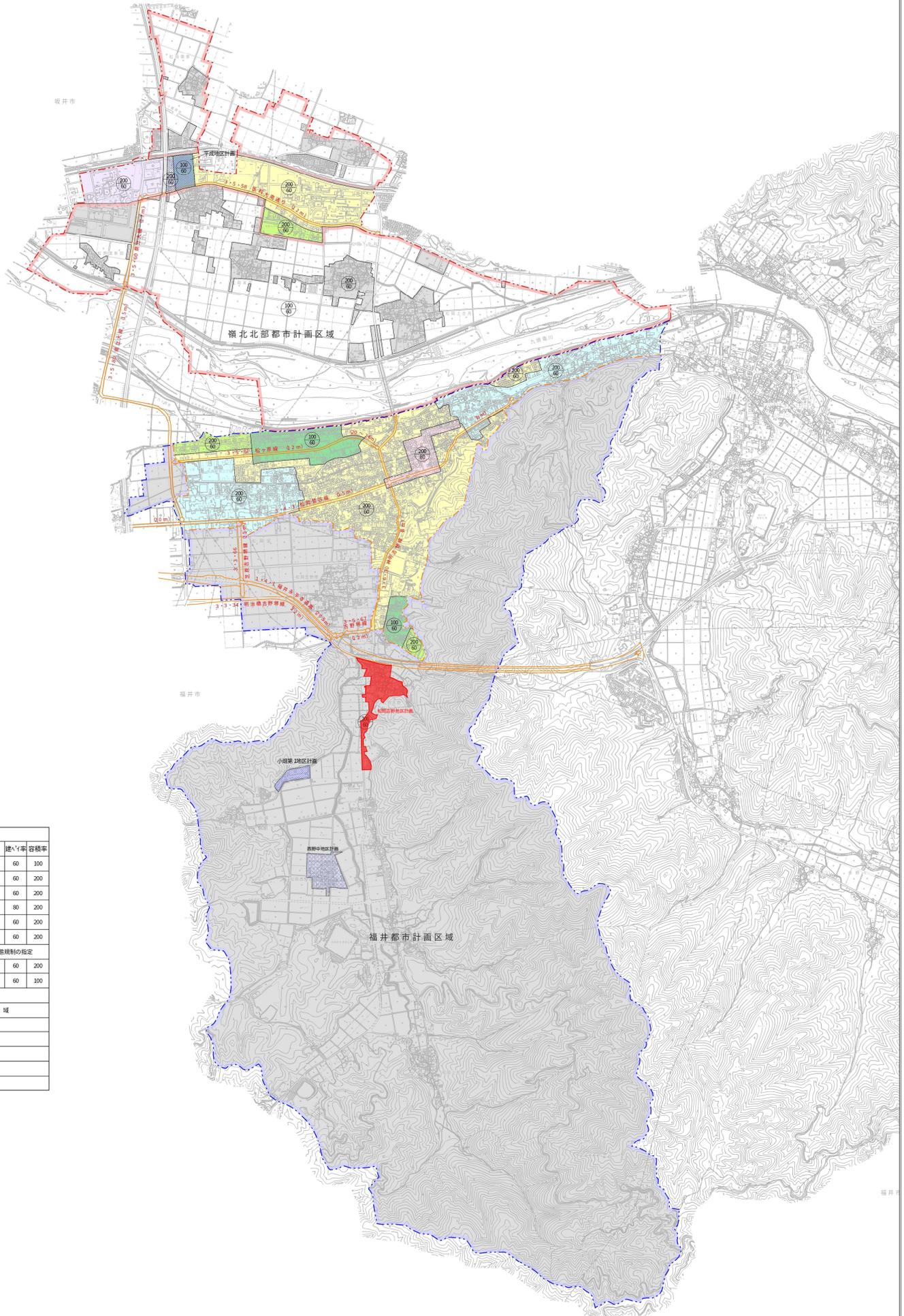


凡 例	
	地区計画及び地区整備計画区域
	農業振興地域内の農用地区域
	地区施設 道路 (W=5.0)
	地区施設 公園 (神社)
	地区施設 避難施設

縮尺 1 : 1000



永平寺町都市計画総括図



凡 例		
区 分	建 ⁴ /年	容積率
第一種低層住居専用地域	60	100
第一種中高層住居専用地域	60	200
第一種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
準工業地域	60	200
工業地域	60	200
都市計画区域・白地地域の建築形態規制の指定		
規制レベル2 (指定水準)	60	200
規制レベル3 (指定水準)	60	100
市街化区域		
新北部都市計画区域		
用途指定なし		
福井都市計画区域		
市街化調整区域		
都市計画道路		
地区計画		
新地区都市計画		

0 100 200 400 600 800 1000m

1:10000